

三重とこわか国体亀山市消防防災・警備業務実施要項

1 目的

この要項は、三重とこわか国体亀山市消防防災・警備基本計画に基づき、三重とこわか国体（以下「大会」という。）における消防防災・警備業務の実施に万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施区域

実施区域は、競技会場、練習会場、駐車場（以下「大会関連施設」という。）及び宿泊施設その他実行委員会が必要と認める場所とする。

3 実施期間

実行委員会が行う消防防災・警備業務の実施期間は、大会開催までのうち三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が必要と認める期間及び大会の開催期間中とする。

4 基本的事項

(1) 消防防災業務

ア 消防法等関係法令を遵守し、特に大会関連施設および宿泊施設の消防防災に取り組む。

イ 亀山市地域防災計画および各施設の消防計画に定められた事項を基本とする。

(2) 警備業務

ア 実施区域の雑踏事故その他事故及び事件の防止に取り組む。

5 消防防災業務

(1) 体制

ア 大会開催前

実行委員会は、関係機関・団体等の協力を得て、平常時の業務体制で行う。

イ 大会開催期間中

実施本部内に消防防災業務を統括する消防警備本部を設置する。また、必要に応じて大会関連施設に係員を配置する。

(2) 業務内容

ア 大会開催前

a 大会関連施設における消防防災体制の確立に関すること。

- b 大会関連施設における消防用設備および水利等の点検整備に関すること。
- c 消防防災に必要な教育訓練の実施に関すること。
- d 防火・防災意識の高揚に向けた啓発活動の推進に関すること。
- e 大会関連施設での避難訓練に関すること。
- f 大会関連施設および宿泊施設の予防査察に関すること。
- g その他必要な消防防災業務に関すること。

イ 大会開催期間中

- a 大会関連施設における火災等の予防、警戒及び鎮圧に関すること。
- b 大会関連施設の救急救助に関すること。
- c 大会関連施設における避難経路及び火災その他の災害発生時における避難誘導に関すること。
- d その他必要な消防防災業務に関すること。

(3) 通信連絡体制

大会開催期間中、実行委員会は、消防防災業務を円滑に行うため、通信連絡体制を確立する。

(4) 広域配宿に係る対策

広域配宿に係る対策については、関係機関および宿泊他市町と調整し実施する。

(5) 大規模災害等に係る対策

大会の開催前および開催期間中において、亀山市災害対策本部が設置される大規模災害等（震災を含む）が発生した場合は、亀山市の防災関係部局と連携し、対応するものとする。

6 警備業務

(1) 体制

ア 大会開催前

実行委員会は、関係機関・団体等の協力を得て、平常時の業務体制で行う。

イ 大会開催期間中

実行委員会は、関係機関・団体等の協力を得て、大会関連施設に係員を配置し、警備体制を整える。

(2) 業務内容

ア 大会開催前

- a 警備計画の作成に関すること。
- b 警備体制の整備・確立に関すること。
- c 実施踏査に関すること。
- d 通信体制の整備・確立に関すること。

- e 業務に携わる警備員および係員の確保と事前教育の実施に関する事。
- f 施設・構造物の安全対策の推進に関する事。
- g 関係機関との連絡協力体制の確立に関する事。
- h その他必要な警備業務に関する事。

イ 大会開催期間中

- a 大会関連施設および周辺における犯罪の予防に関する事。
- b 雑踏事故、その他の事故・事件の防止に関する事。
- c 大会関連施設および必要と認める箇所での交通誘導警備に関する事。
- d 選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者および一般観覧者の大会関連施設での誘導および混雑防止の措置に関する事。
- e 大会関連施設における避難通路の確保に関する事。
- f その他必要な警備業務に関する事。

(3) 突発重大事案に係る対策

突発重大事案が発生し、亀山市危機対策本部が設置された場合は、当該本部と連携し、対応する。

7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会および炬火イベント等における消防防災・警備業務実施についても、この要項を準用する。